

兵労発基 0606 第4号  
令和5年6月6日

一般社団法人兵庫県電業協会長 殿

兵庫労働局長

令和5年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫労働局管内の令和4年の建設業における労働災害発生状況は、死亡者数8人、休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）564人となり、兵庫第13次防労働災害防止推進5か年計画の目標（令和4年の建設業における死亡者数10人以下、死傷者数402人以下）について、死亡者数は達成したものの、死傷者数は達成できませんでした。

建設業では、墜落・転落、転倒、重機等による在来型の労働災害の発生が多くを占めており、リスクアセスメントの実施はもとより、労働安全衛生規則で定める墜落防止措置、さらには本年3月に改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく対策の実施を徹底することが重要です。

このため、当局では、本年度も7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、その実施要綱を別添のとおり定めたところです。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、実施要綱を幅広く周知していただくとともに、会員事業者に対しては、下記事項をご指導いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 リスクアセスメントの実施と作業開始前の危険予知活動の確実な実施
- 2 4S活動の取組による転倒防止対策の推進
- 3 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の推進
- 4 熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT値）の把握、休憩場所の整備、涼しい服装、休憩時間の確保、水分・塩分の摂取、健康管理等の実施